

令和4年度 松山市会計年度任用職員
(フルタイム就労支援専門員) 採用試験実施要領

令和4年3月11日

松山市会計年度任用職員(フルタイム就労支援専門員)採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
フルタイム 就労支援専門員	1人程度	松山市役所 保健福祉部 障がい福祉課 (松山市二番町四丁目7番地2 市役所別館1階)

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- 障がい者の就労支援
- 障がい福祉に係る問合せ対応及び事務補助
- その他障がい福祉に関し職員が指示する業務

3 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

- 次のアからエまでのいずれかの資格又は経験を有する者
ア キャリア・コンサルティング技能士
イ キャリアコンサルタント
ウ キャリア・デベロップメント・アドバイザー、産業カウンセラーその他の民間資格
エ 就労支援員等として、障がい者の求職活動の支援、職場開拓等を行った経験
- パソコンの基本操作(文書作成及び表計算)ができる者
- 次のアからエまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和4年4月上旬(予定)	KH三番町プレイス 会議室 (松山市三番町四丁目11-6)	令和4年4月中旬(予定)に受験者全員に合否を通知します。

(注) 試験日時及び試験会場の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

5 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物についての個別面接	約15分

6 受付期間

受付期間は、令和4年3月14日(月)から令和4年3月25日(金)までです。

(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、令和4年3月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

7 申込方法

市販のA4判(A3判2つ折り可)の履歴書 (必要事項を記入し、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。) 及び受験資格として必要な資格を証明する書類の写しを障がい福祉課に直接提出し、又は簡易書留 (封筒の表に「就労支援専門員採用試験申込み」と朱書きしてください。) で送付してください。受付期間終了後、申込者に受験票及び面接カードを送付します。

(注) 令和4年4月1日(金)までに受験票が届かない場合は、障がい福祉課に連絡してください。

8 採用予定日等

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員(フルタイム就労支援専門員)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載します。採用は、令和4年5月1日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和4年5月1日から令和5年3月31日までです。

9 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分勤務です。
- (2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始
- (3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、給料の支給日は、原則として、毎月21日です。

給料	諸手当
月額187,700円 (令和4年3月1日現在)	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当(6箇月を超えて勤務した場合に限る。)等

備考 昇給はありません。

- (5) **任用期間** 令和5年3月31日までです。なお、勤務成績が良好な場合であっても、再度の任用を行う予定はありません。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。
- (6) **条件付採用** 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。
- (7) **保険等** 健康保険(全国健康保険協会又は愛媛県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度
※1 令和4年10月から制度改正により愛媛県市町村職員共済組合に加入するため、健康保険が愛媛県市町村職員共済組合に変わる予定です。
※2 6箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。
- (8) **兼業** 任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることができません。
(注) 上記の勤務条件は変更される場合があります。

10 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) 試験当日は、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクを持参し、着用してください。
- (3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (4) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (5) 履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 台風などの非常災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。
- (7) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに障がい福祉課にお問い合わせください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 (市役所別館1階)
松山市 保健福祉部 障がい福祉課 社会参加担当 秀野(しゅうの)
電話 089-948-6353